

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成 30 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成 29 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 29 年 9 月 12 日付け 29 消安第 3170 号農林水産省消費・安全局長通知）等の通知により、貴都道府県の家きん飼養農場（以下「農場」という。）に対する発生予防対策に関する情報提供及び指導又は助言を実施していただくようお願いしてきたところです。

また、本年 4 月に公表された「平成 29 年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」において、「国際的な動向をみると、アジアのみならずヨーロッパの国々でも発生が継続して確認されており、国際的な発生状況及びウイルスを保有した渡り鳥がアジアを含む様々な地域から営巣地や中継地に飛来し、翌秋以降、渡り鳥の渡りにともなって我が国にウイルスが持ち込まれることが懸念されることから、今後とも、本病の発生リスクが高い」とされており、今秋以降も、引き続き厳重な警戒が必要と考えられます。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項に留意の上、本病の発生予防対策及び万が一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期するようにお願いします。

記

1 発生予防対策

(1) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導

別紙 1 のとおり、農場に対し防疫指針第 2 の 2 の (2) の①の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の規定に基づく立入検査により、同法第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。特に、長期にわたって立入検査に応じない所有者に対しては、罰則の適用を含めて厳格に対処すること。

(2) 人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの農場内及び家きん舎内への侵入防止

上記の立入検査の機会を捉え、改めて、農場に対する情報提供及び指導又は助言を実施すること。

2 まん延防止対策

(1) 早期発見・早期通報

家きんの飼養者、獣医師等に対して、法第 13 条の 2 第 1 項の症状の内容について周知するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に届け出るよう、指導すること。また、本病は家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、飼養者に対し、平時から飼養家きんの健康状態について注意深く観察するとともに、死亡羽数の増加はもちろんのこと、産卵率の低下、さらには元気消失といった異状が見られた場合の早期通報の徹底を周知すること。

(2) 的確な初動対応の徹底及び連携体制の確認

都道府県は、家きんの飼養者、獣医師等から上記(1)の届出を受けた場合には、速やかに、防疫指針第 4 に基づく対応を的確に実施すること。また、万が一の発生に備え、県内の家畜衛生主務部局以外の部局との調整を図るとともに、防疫指針第 2 の 2 の (8) に基づき、近隣都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制を確認すること。

また、防疫指針第 2 の 2 の (10) に基づき、発生時の精神的及び身体的ストレスへのケアのための対応や、防疫指針第 4 の 7 に基づき、食鳥処理場における本病発生時の対応について、公衆衛生部局等との連携体制を確認すること。

(3) 本病の発生に対する必要な人員及び防疫資材等の確保

万が一、本病が発生した場合に備え、速やかに防疫措置が講じられるように、防疫指針第 2 の 2 の (6) 及び (7) に基づき、必要な人員を確保するとともに、防疫資材及び検査試薬等を必要量確保し、又はそれらの緊急時における円滑な入手について、調達先を確認し、調整（緊急時の連絡体制の確認を含む。）を行うこと。

(4) 埋却地等の確保

本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保状況について、確認を行うこと。また、事前確保が十分でない場合は、防疫指針第 2 の 2 の (11) に基づき、調整を行うこと。

3 その他

(1) 異常家きんの届出を受けた場合の対応

「高病原性鳥インフルエンザを疑う異常家きんの届出を受けた場合の当面の対応について」（平成 30 年 1 月 15 日付け 29 消安第 5261 号）に基づく立入検査時の検査羽数、採材方法及び検体の送付については、防疫指針に反映すべく作業中であるが、引き続き、今秋以降も継続して実施すること。

(2) 野鳥のサーベイランス

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第 3 の 5 に基づき、自然環境部局と相互に連絡、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を実施するとともに、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合には、周辺農場に対し、必要に応じ立入検査を実施するほか、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導すること。

家きんの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について

1 目的

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・報告するとともに、適切な飼養衛生管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病の発生の予防に万全を期する。

2 立入検査の対象農場

100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）の家きんの所有者の農場。また、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理上問題点が確認された農場は優先的に立入検査を行うこと。

なお、対象農場以外の農場についても、報告は求めないが、できる限り、立入検査を行うこと。

3 確認の方法

- (1) 別紙2の飼養衛生管理チェック表を活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。その際、1つの農場を複数名で確認した場合には、必ず家畜防疫員が最終的な確認を行うこと。

飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日その改善状況を確認すること。

家畜防疫員一人当たりの確認対象農場数が多い地域であって、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び指導を確実に終了すること。

- (2) なお、本年4月1日以降に既に立入検査が実施され、上記(1)の確認が終了した農場については、当該確認結果をもって、防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができるものとする。ただし、既に確認が終了し、報告期限までに再度の立入検査の予定がない農場及び「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく立入検査の実施について」（平成29年2月1日付け28消安第4760号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき家畜の所有者（管理者を含む）による自己点検結果（定期報告書）を確認することで立入検査に代えることとした農場に対しては、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記第14号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

4 報告の方法

立入検査の結果については、様式 1-1 及び 1-2 による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課病原体管理班 (kokunai_boeki@maff.go.jp) 宛てに電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

平成30年11月30日（金）

6 その他

- (1) 上記 4 により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。
- (2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの改正について」（平成29年2月1日付け28消安第4763号農林水産消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ、各都道府県における手続に従い、指導・助言、勧告、命令を講じること。
- (3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合、その原因を分析をした上で、立入検査の実施を見込めないと判断したときは、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表

(別紙2)

※記載方法：遵守している項目の☐ にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「-」を付けること。

(家保記載欄)

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

達成度
(該当を○で囲む)

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等 (発生予防やまん延防止に関する情報の入手等)		A・C
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会(研修会)に参加している。	A: チェックあり C: チェックなし
2. 衛生管理区域の設定		A・B・C
①	衛生管理区域を設定している。	A: チェックが2個 B: チェックが1個 C: チェックなし
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		A・B・C
①	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	A: チェックが7~8個
②	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	B: チェックが4~6個
③	衛生管理区域及び家きん舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	C: チェックが0~3個
④	衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴を設置し、出入りする者に着用させている。	
⑤	他の畜産施設に立ち上った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている(家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。)	
⑥	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
⑦	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
⑧	過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		A・B・C
①	家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	A: チェックが4~5個
②	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を家きんに給与する場合には、消毒をしている。	B: チェックが2~3個
③	野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び修繕をしている。	C: チェックが0~1個
④	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、破損箇所の修繕をしている。	
⑤	家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		A・B・C
①	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	A: チェックが3個
②	家きん舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	B: チェックが2個

③	家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。		C: チェックが0~1個
6. 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処			A・B・C
①	家きんに特定症状(※)を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。		A: チェックが7~8個
②	家きんに特定症状を確認した場合には、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。		B: チェックが4~6個
③	家きんに特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。		C: チェックが0~3個
④	毎日、飼養する家きんの健康観察をしている。		
⑤	他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家きんの健康状態の確認等をしている。		
⑥	他の農場から家きんを導入した場合には、当該家きんに異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。		
⑦	家きんの出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。		
⑧	家きんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。		
7. 埋却等の準備			A・C
①	埋却地を確保している。		A: チェックが1~2個
②	焼却又は化製のための準備措置を講じている。		C: チェックなし
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管			A・B・C
①	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。		A: チェックが3~4個
②	家きんの所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。		B: チェックが2個
③	家きんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。		C: チェックが0~1個
④	家きんの異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。		
9. 大規模所有者に関する追加措置(大規模所有者のみ記入)			A・B・C
①	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。		A: チェックが2個 B: チェックが1個 C: チェックなし
②	従業員が家きんに特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規程したものを作成し、従業員に周知徹底している。		

※その他: 飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状(対象とする家畜伝染病: 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ)

①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間(当日から遡って21日間)における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

環自野発第 1809121 号

平成 30 年 9 月 12 日

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長

(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、当省では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる10月より、死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することと
しています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛に通知しましたので、貴省におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき協力及び関係機関への周知をよろしくお願いいたします。

平成 30 年 9 月 12 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下「対応技術マニュアル」という。）を踏まえ、以下の事項についての取組を実施願います。

また、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について協力依頼がありますので、了知の上、適切に対応して頂きますよう、よろしくお願い致します。

記

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

4. 感染予防対策について

中国においては、鳥インフルエンザ A (H7N9) の人への感染がいまだに確認されている。当該ウイルスは野鳥から人へ感染した事例ではなく、また日本での発生は認められていないが、鳥インフルエンザウイルスは、濃厚な接触による人への感染事例も報告されていることから、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

●●都/道/府/県

(様式1-1)

(単位:戸)

		対象農場数 (①+②+ ③+④+⑤)	立入検査実施済み					立入検査未実施	年度内の立入予定なし	⑤過去の立入結果及び定期報告結果により立入検査を省略した農場数	(*)「改善指導中農場」の改善見込み時期及び「未確認の項目がある農場」「立入していない農場」の調査予定時期	
			全項目確認済み									未確認項目有り
			①指導が不要であった農場数	②指導を行った農場数			③立入したが未確認の項目がある農場数(*)					
				うち、改善済	うち、改善指導中(*)							
鶏 (採卵用)	1,000羽以上	0		0								
	100~1,000羽未満	0		0								
鶏 (肉用)	1,000羽以上	0		0								
	100~1,000羽未満	0		0								
鶏 (卵用種鶏)	1,000羽以上	0		0								
	100~1,000羽未満	0		0								
鶏 (肉用種鶏)	1,000羽以上	0		0								
	100~1,000羽未満	0		0								
あひる	1,000羽以上	0		0								
	100~1,000羽未満	0		0								
うずら	1,000羽以上	0		0								
	100~1,000羽未満	0		0								
きじ	1,000羽以上	0		0								
	100~1,000羽未満	0		0								
ほろほろ鳥	100羽以上	0		0								
七面鳥	100羽以上	0		0								
だちょう	10羽以上	0		0								
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0		

注1 鶏については、飼養形態(卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏)ごとに分類してください。なお、複数の飼養形態で経営している農場は、主たる飼養形態にカウントしてください。

注2 平成30年4月1日以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。

指導状況の内容

●●都/道/府/県

項目	鶏(採卵用)				鶏(肉用)				鶏(卵用種鶏)				鶏(肉用種鶏)							
	1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000					
	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×				
1 家畜防疫に関する最新情報の把握等				0				0				0				0				0
2 衛生管理区域の設定																				
① 衛生管理区域の設定				0				0				0				0				0
② 衛生管理区域の境界の明瞭化				0				0				0				0				0
3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止																				
① 必要のない者の衛生管理区域への立入制限				0				0				0				0				0
② 出入りする車両の消毒				0				0				0				0				0
③ 出入りする者の手指・靴の消毒				0				0				0				0				0
④ 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用				0				0				0				0				0
⑤ 他の畜産施設に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限				0				0				0				0				0
⑥ 渡航歴の確認(過去1週間)				0				0				0				0				0
⑦ 他の畜産施設での使用物品の洗浄・消毒				0				0				0				0				0
⑧ 海外で使用した衣服・靴の持込み制限				0				0				0				0				0
4 野生動物からの病原体の侵入防止																				
① 給餌設備・給水設備・飼料保管場所への排せつ物混入防止				0				0				0				0				0
② 飲用に適した水の給与				0				0				0				0				0
③ 防鳥ネットの設置・修繕				0				0				0				0				0
④ 家きん舎の破損箇所の修繕				0				0				0				0				0
⑤ 死体の保管場所への野生動物の侵入防止				0				0				0				0				0
5 衛生管理区域の衛生状態の確保																				
① 家きん舎・器具の定期的な清掃又は消毒				0				0				0				0				0
② 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒				0				0				0				0				0
③ 適切な密度での飼養				0				0				0				0				0
6 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処																				
① 従業員による特定症状確認時の通報体制の確保				0				0				0				0				0
② 特定症状確認時の出荷・移動の制限				0				0				0				0				0
③ 家きんの異状時の獣医師の診療				0				0				0				0				0
④ 毎日の家きんの健康観察				0				0				0				0				0
⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認				0				0				0				0				0
⑥ 導入家きんの隔離の実施				0				0				0				0				0
⑦ 移動前の健康状態の確認				0				0				0				0				0
⑧ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止				0				0				0				0				0
7 埋却等の準備																				
① 埋却地の確保				0				0				0				0				0
② 焼却・化製のための準備措置				0				0				0				0				0
8 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管																				
① 立入者に関する記録の作成・保管				0				0				0				0				0
② 従業員の海外渡航に関する記録の作成・保管				0				0				0				0				0
③ 導入・出荷・移動に関する記録の作成・保管				0				0				0				0				0
④ 異状に関する記録の作成・保管				0				0				0				0				0
9 大規模所有者に関する追加措置																				
① 担当獣医師による定期指導																				
② 従業員による通報体制の確保																				
対象農場数(様式1-1の①+②+③+④+⑤)				0				0				0				0				0

注1 様式1-1の指導について、指導内容の項目ごとに指導対象となった農場数を実数で入力してください(うち、○は改善済、●は改善指導中)。なお、○の欄には指導が不要だった農場数は含めないようにして下さい。

注2 立入検査を実施したが、確認していない項目は、△にその農場数を入力してください。立入していない農場は、×にその農場数(④)を入力してください。なお、過去の立入結果及び定期報告結果により立入を省略とした農場数(⑤)は×に含めないようにして下さい。

指導状況の内容

●●都/道/府/県

(様式1-2)

項目	あひる				うずら				きじ				ほろほろ鳥				七面鳥				だちょう			
	1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		100 ≤		100 ≤		10 ≤							
	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×
1 家畜防疫に関する最新情報の把握等				0				0				0				0				0				0
2 衛生管理区域の設定																								
① 衛生管理区域の設定				0				0				0				0				0				0
② 衛生管理区域の境界の明瞭化				0				0				0				0				0				0
3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止																								
① 必要のない者の衛生管理区域への立入制限				0				0				0				0				0				0
② 出入りする車両の消毒				0				0				0				0				0				0
③ 出入りする者の手指・靴の消毒				0				0				0				0				0				0
④ 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用				0				0				0				0				0				0
⑤ 他の畜産施設に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限				0				0				0				0				0				0
⑥ 渡航歴の確認(過去1週間)				0				0				0				0				0				0
⑦ 他の畜産施設での使用物品の洗浄・消毒				0				0				0				0				0				0
⑧ 海外で使用した衣服・靴の持込み制限				0				0				0				0				0				0
4 野生動物からの病原体の侵入防止																								
① 給餌設備・給水設備・飼料保管場所への排せつ物混入防止				0				0				0				0				0				0
② 飲用に適した水の給与				0				0				0				0				0				0
③ 防鳥ネットの設置・修繕				0				0				0				0				0				0
④ 家きん舎の破損箇所の修繕				0				0				0				0				0				0
⑤ 死体の保管場所への野生動物の侵入防止				0				0				0				0				0				0
5 衛生管理区域の衛生状態の確保																								
① 家きん舎・器具の定期的な清掃又は消毒				0				0				0				0				0				0
② 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒				0				0				0				0				0				0
③ 適切な密度での飼養				0				0				0				0				0				0
6 家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処																								
① 従業員による特定症状確認時の通報体制の確保				0				0				0				0				0				0
② 特定症状確認時の出荷・移動の制限				0				0				0				0				0				0
③ 家きんの異状時の獣医師の診療				0				0				0				0				0				0
④ 毎日の家きんの健康観察				0				0				0				0				0				0
⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認				0				0				0				0				0				0
⑥ 導入家きんの隔離の実施				0				0				0				0				0				0
⑦ 移動前の健康状態の確認				0				0				0				0				0				0
⑧ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止				0				0				0				0				0				0
7 埋却等の準備																								
① 埋却地の確保				0				0				0				0				0				0
② 焼却・化製のための準備措置				0				0				0				0				0				0
8 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管																								
① 立入者に関する記録の作成・保管				0				0				0				0				0				0
② 従業員の海外渡航に関する記録の作成・保管				0				0				0				0				0				0
③ 導入・出荷・移動に関する記録の作成・保管				0				0				0				0				0				0
④ 異状に関する記録の作成・保管				0				0				0				0				0				0
9 大規模所有者に関する追加措置																								
① 担当獣医師による定期指導																								
② 従業員による通報体制の確保																								
対象農場数(様式1-1の①+②+③+④+⑤)				0				0				0				0				0				0

注1 様式1-1の指導について、指導内容の項目ごとに指導対象とな

注2 立入検査を実施したが、確認していない項目は、△にその農場数